

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 1/10

タイトル: **輸出と貿易に関する準拠手順**

注意:本書に含まれる情報は、Kennametal Inc.および/または Kennametal Inc.の子会社の所有物であり、専有情報や企業秘密に関する情報および知的所有権を含む場合があります。ある特定の目的のために、Kennametal 社内で使用するために、本書はあなたに機密で提供されたものであり、その目的でのみ使用可能です。本手順の再製、配布や活用、内容を不正な個人に対して伝達することは、全部であっても一部であっても、禁止されています。全権留保。

本ページは手順の全改定を記録するためのページです。便宜を図り、改定理由は簡単に特記事項下に記載してあります。関連する全ての変更事項、追加事項、あるいは削除事項を完全に理解するため、手順書を確認して下さい。特に記載がない限り、本改訂版は受領次第実施されるものとします。

改定	改定者	ページ	特記事項
00			この手順は、10年以上前に設置された Kennametal の輸出に関する方針に置き換わるものです。
01	Mike Waldrop	4,5,6	使いやすさを考え、参照用の表と更新した指針情報を追加しています。
02	Mike Waldrop	4	キューバを輸出禁止ステータスから除外し、制限ステータス 2.A に追加しました。
03	Mike Waldrop	1,9	参照日(1 ページ)を更新し、Mike Waldrop から Jeff Black(9 ページ)へと変更しました。

改定	発行者	承認者	承認日
00	Mike Waldrop	Kevin Nowe	2014/01/24
01	Mike Waldrop	Kevin Nowe	2015/02/11
02	Mike Waldrop	Kevin Nowe	2015/09/23
03	Mike Waldrop	Kevin Nowe	2016/03/21

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 2/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

適用範囲

この輸出と貿易に関する準拠手順(以後本「手順」とする)は、直ちに実施され、2014年1月24日付の手順の以前のバージョンよりも優先されるものとします。本手順を復習して、最後に配信後の変更事項を理解し、一般的に本手順に慣れることが重要です。本手順は、Kennametal Inc.と世界中にあるその支店、子会社と関連会社(以後総称して「Kennametal」とする)が実施するビジネスに適用されます。

本手順は米国法に焦点を置いています。Kennametal が運営されている他の裁判管轄の法律が適用される場合もありますので、順守して下さい。米国法とその他の裁判管轄の法律の間に矛盾がある場合、Kennametal の総合委員会事務所に問い合わせして下さい。本手順は、アイテム(ハードウェア、ソフトウェアや技術)またはサービスの国境をまたぐ移転にも適用され、移転が Kennametal 関連会社間で行われるか、サードパーティが関わるかに関わらず適用されることに注意することが重要です。さらに、本手順は、下記に詳細を説明の通り、外国人が関わる技術やソフトウェアのソースコードの移転にも適用されます。

Kennametal の貿易準拠部門は、輸出管理システムを実施しており、その中で、Kennametal が適用法に確実に準拠し続けるための構造やガイダンスを提供しています。Kennametal の輸出管理システムの有効性を確保するため、Kennametal 施設の輸出準拠コーディネーター並びに、製品、サービスや技術の輸出に何らかの方法で関わるその他全てのスタッフが、本手順を完璧に理解し、本手順のあらゆる側面において、完全に準拠できるように、それぞれの責任を負うことが非常に重要となります。

特定の提案された取引について、本手順の有効性に関する質問がある場合、貿易準拠部門まで問い合わせして下さい。添付の輸出と貿易に関する準拠検討用紙を記入・提出することで、かかる事項の検討を迅速に処理でき、追加情報を要求しなければならない時に生じる遅れをなくせます。

I. 技術移転

1. 下記に規定の制限事項は、海外および国内でも適用され、あらゆる国からの製品、コンポーネント、ソフトウェアやサービスを用いた購入または移転、並びにそのような製品を製造、開発および/または使用するための技術移転にも適用されます。

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 3/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

2. 米国政府は製品を製造、開発や使用するための技術移転を輸出とみなしており、かかる輸出も、米国輸出規制によって統治されることに注意することが重要です。このため、本手順において、「製品」という言葉が出てくる場合、企業がその製品を製造、開発や使用可能となるサービスや技術情報も含まれます。防衛や軍事関連のアイテムのようなある種のアイテム、あるいは認可国や認可人物が関わる移転に関しては、アイテムの製造、開発や使用に関連する技術だけに限定されず、幅広い範囲の技術やサービスが管理されます。

3. 本手順は、米国内の外国人（米国市民や米国永住者でない人物）、世界中の Kennametal 施設の外国人への技術移転やソフトウェアソースコード移転、米国コンテンツが取り込まれた外国産の製品をある外国から他の国へ輸出、制限および禁止された国、企業や人物との貿易にも適用されますが、これについては詳細を下記に説明します。

4. 同様に、適切な承認無くして、Kennametal では、輸出ライセンス要件が課されている国への米国技術やノウハウの公開を禁じており、公開が行われる場所は関係ありません。これには、例えば、外国籍の Kennametal 従業員に対して、米国外の Kennametal 関連会社から出向中である外国人に対して、あるいは Kennametal 施設を訪れている外国人や、Kennametal 従業員との会議に出席している外国人に対して、米国内での輸出管理技術を公開することが含まれます。これらの制限を踏まえ、米国内の Kennametal 施設への米国市民以外の社内出向や、世界中の従業員が、彼らが市民や永住者ではない国への出向に際しても、承認する前に、事前に準拠プランを策定しておかなければなりません。

5. そのような社内でのスタッフ出向の準拠計画要件に関するその他の情報は、貿易準拠部門に問い合わせして下さい。さらに、管理製品図面が不正に外国人へ技術移転される可能性を避けるため、Kennametal Enterprise Drawing Repository へのアクセス制限が実施されています。

II. 輸出禁止国および制限国と制限企業

様々な理由により、明確に取引を禁止、あるいは制限している国があります。これらの国への製品の販売/輸出およびこれらの国からの製品の購入/輸入を含む、これらの国とのビジネス取引は下記の通り、明確に制限されています。

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 4/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

1. 輸出禁止国

国	禁止	注意
北朝鮮	全ての取引	1.A
スーダン	全ての取引	1.A
シリア	全ての取引	1.A

- A. これらの国(政府、会社や国民を含む)は総合貿易管理制御対象であり、よって、Kennametal では、このような国、あるいはこのような国が関わる取引を一般的に行わないことになっています。ガイダンスが必要な場合や、質問がある場合、貿易準拠部門あるいは総合委員会事務所まで問い合わせして下さい。

2. Kennametal 規制国

国	禁止	注意
アフガニスタン	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
アルメニア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
アゼルバイジャン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ベラルーシ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ビルマ/ミャンマー	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
中央アフリカ共和国	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
中国	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.C
コンゴ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
キューバ	あらゆる取引に関して、貿易準拠部門より事前承認が必要です。	2.A
サイプレス	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
エリトリア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
フィジー	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ギニア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ハイチ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
イラン	全ての取引はケナメタルのヨーロッパ・トレードコンプライアンス担当グループからの事前承認を必要とします	2.A
イラク	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
コートジボワール	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
レバノン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 5/10

タイトル:

輸出と貿易に関する準拠手順

リベリア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
リビア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
パレスチナ管轄地区 (西岸とガザ地区)	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
ロシア	あらゆる軍事および防衛取引、特定のオイル・ガス取引	2.B
ソマリア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
南スーダン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
スリランカ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ウクライナ	クリミア地区におけるあらゆる取引	2.B
ベネズエラ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ジンバブエ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A

- A. 取引管理制限対象のその他の国は、適用範囲がもっと限定されています。これには、これらの国との国防貿易活動、最終使用またはエンドユーザーベースの制限、制限制裁、あるいはヨーロッパ貿易関連制限に関する完全または部分的制限が含まれます。これらの国に関わる取引提案があれば、貿易準拠部門の Jeff.Black@Kennametal.com に問い合わせ、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。
- B. ロシアおよびウクライナへの特定の取引は、米国および EU の両方で禁止されています。このような取引には、金融、石油探索、ガス探索、軍事および防衛関連が含まれます。これらの地域へのあらゆる取引には、貿易準拠検討を要するので、Petra.Stockmann@kennametal.com に問い合わせ、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。
- C. 中国 - 米国法では一般的に中国への商業用、軍民両用のアイテムの輸出や再輸出を許可していますが、米国およびヨーロッパでは中国に対して総合的な武器輸出禁止を実施しており、米国大統領の免除がない限り、中国および中国国籍を有する者への防衛物資、防衛サービスや関連技術データのあらゆる輸出や再輸出、中国から米国への防衛物資のあらゆる一時輸入、および中国に関わる防衛物資や防衛サービスのあらゆる仲介業を禁止しています。さらに、輸出業者がそのアイテムは中国軍最終使用される目的であると知っている場合、あるいは知るに足る理由がある場合（あるいは米国政府より通知を受けた場合）、米国政府の使用許可を要しない 30 種類以上の商業用、軍民両用アイテムの輸出および再輸出に対し、使用許可を要するものとします。このような要件により、防衛または軍事用途に何らかの関連がある中国顧客との見込みビジネスに関しては、貿

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 6/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

易準拠部門が慎重に検討するので、Gracie.Gu@kennametal.comに問い合わせ、取引を開始する前に、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。

3. 制限企業 -

輸出禁止国と上記 1 と 2 に記載の Kennametal 制限国に加え、政府は、取引を禁じている数多くの国の特定企業、船舶、団体や個人をまとめたリストを定期的に発行しています。また、武器拡散、テロリズム、麻薬の不法取引やその他の慎重に対処すべき活動に関わる特定人物や団体に対して、ターゲットを絞った包括的な制裁も行っています。政府が発行する様々な関連リストも、Kennametal ネットワークに接続されたあらゆるコンピュータより、Kennametal イン트라ネット <http://kds.kennametal.com> を通じてオンラインで利用できます。新規顧客や新規ベンダーアカウントについては、全て取引開始前に、これら各リストと照らし合わせて必ず審査し、制限団体との取引や取引約束を根絶して下さい。制裁団体リストは頻繁に変更されるので、既存顧客についても、購入や販売に関して定期的に再審査することを推奨します。取引ベースの SAP への注記ですが、SAP は団体作成時およびその後の取引実行時に、団体を審査するように構成されています。制限団体に関する質問があれば、貿易準拠部門または総合委員会事務局まで問い合わせして下さい。

III. ハイリスク指標

1. 他にも、取引開始前に、提案された取引に対して、貿易準拠部門または総合委員会事務局の審査が必要な状況があります。このような状況には下記が含まれます：

- (a) 禁止あるいは慎重に対処すべき国またはエンドユーザーへ移転されるリスクがある状況。
- (b) 提案された取引に関して通常提供されるはずの情報がない、一般的でない配送ルートの使用をリクエストされた、あるいは顧客指定の最終使用製品とは異なる一般的ではない製品仕様書の使用をリクエストされたなど、販売に関わる疑わしい、あるいはいかがわしい状況がある場合。

2. 上記に記載の状況や、意図せぬ団体、場所やエンドユーザーへの移転の可能性があるなど、同様の状況がある場合、危険信号あるいは警告として考え、取引開始前に、貿

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 7/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

易準拠部門あるいは総合委員会事務所に対処するよう、すぐに問い合わせして下さい。このような場合、添付の輸出と貿易に関する準拠検討用紙にできる限り多くの情報を記載して提供して下さい。

IV. 武器および核兵器活動とテロリズム

1. 米国法並びに本手順により、Kennametal が、米国外で、ミサイル、核兵器、化学兵器や生物兵器、あるいは特定の各調査や原子力発電施設の設計、開発、製造、備蓄や使用を支持するような活動に従事することを制限しています。質問あるいはこのようなことが起こる可能性がある場合は、貿易準拠部門または総合委員会事務所まで問い合わせして下さい。

2. 大量破壊兵器 (核爆弾; 化学兵器や生物兵器およびミサイルを含む) の拡散やテロリズムを支援する可能性のある活動に対する大きな懸念があるため、かかる活動へ潜在的な支援を提供するような事業や、かかる目的の製品の移転の原因となるような事業は実施しないで下さい。

3. さらに、武器弾薬 (爆弾や非核兵器を含む) の製造、修理および/または販売のために設計された、あるいはそのような目的で使用される製品、コンポーネント、サービスや技術の輸入または輸出 (直接または間接)、および爆弾、武器や爆弾や武器のコンポーネントを含む、かかる製品やコンポーネント (純国産を含む) の製造のための製品、コンポーネント、サービスや技術の輸入または輸出 (直接または間接) にも、貿易準拠部門あるいは総合委員会事務所からの承認が必要です。

V. 反ボイコット規制

アラブ諸国のイスラエルボイコット (あるいは米国が参加していないその他の国のボイコット) に対して、Kennametal の参加要請や参加招待があった場合、直ちに貿易準拠部門または総合委員会事務所へ報告し、ガイダンスが提供されるまで何も行動しないで下さい。このような要請は、多くの場合中東諸国からあるものですが、見積要請や発注書、信用状あるいはこれらを組み合わせた文書のような、商業用文書に含まれる場合もあります。また、このような要請は様々な形式をとる場合もあり、口頭である場合もあります。数例を挙げると、商品がイスラエル原産でないとの認定要請、あるいは「ブラックリスト」に掲載されている特定サプライヤーと取引しないことへの同意要請のようなものがあります。Kennametal では、かかるビジネスが実際に行われたかどうかに関わらず、Kennametal あるいはその支店、子会社や関連会社がかか

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 8/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

る要請を受け取った場合、米国政府へ直ちに報告することを義務付けています。あらゆるこのような報告に関しては、貿易準拠部門および総合委員会事務所を通じて調整します。

VI. 文書の輸出と使用許可

1. 上記に記載の米国の法の下での制限、検討や禁止に加え、いかなる国からであっても、あらゆる輸出に対して、適切な輸出ライセンスや文書手順に従っていることが必須であり、Kennametal 手順、輸出が行われる国の法律、適用されるその他の法律に従って確実に取引を行うようにして下さい。例えば、米国法では、米国からの輸出は、必要に応じて、積荷書類に関する宛先管理ステートメントや、電子輸出情報(輸出取引に関連する自動輸出システム記録)の記入と出願を含む、特定の書類やその他の要件を満たすことを義務付けています。さらに、特定の輸出先への特定の製品の輸出や再輸出、あるいは販売に関して、米国当局から事前に承認を申請し、承認を得なければならない場合もあります。その他の国の政府も、同様の輸出手順を設けており、該当する場合、従わなければなりません。
2. 輸出または輸入書類の作成を含む、製品の輸出や輸入に関わる Kennametal スタッフは全員、彼らの国からの製品の輸出あるいは彼らの国への製品の輸入に関する要件を確実に理解するため、適切なトレーニングを受けなければなりません。輸出/輸入に関する準拠トレーニングの予定を入れる場合、あるいは必要書類、使用許可やトレーニングに関する質問がある場合は、貿易準拠部門まで直接問い合わせして下さい。

本手順や特定の取引に関する本手順の適用に関して質問がある場合はいつでも、貿易準拠部門、貿易準拠マネージャである Jeff Black まで、電話+(01) 724.539.5303 またはメール: Jeff.Black@kennametal.com で問い合わせして下さい。貿易準拠部門は全力を尽くして迅速に回答を提供し、合法的なビジネスチャンスに不当に拒否したり、遅らせるようなことは決して致しません。

繰り返しますが、本手順はどんな場合でも従わなければならない、貿易準拠部門が必要に応じて更新します。本手順や適用される輸出、輸入や米国およびその他の国のその他の貿易準拠法に準拠することは、非常に重要です！適宜、組織内全体に本手順を配信して下さい。

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。

標準手順

手順番号: EXP0001

改定: 01 ページ: 9/10

タイトル: 輸出と貿易に関する準拠手順

輸出と貿易に関する準拠検討用紙

(製品、サービス、ソフトウェアと技術)

Kennametal の輸出と貿易に関する準拠手順(製品、サービスと技術)に従った、取引の準拠検討を要請する目的で行う問い合わせには、全て下記情報を必ず含むようにして下さい。かかる問い合わせに関しては、全て、本用紙を記入し、Kennametal 貿易準拠グループまたは総合委員会事務局までメール送信して下さい。

1. 問い合わせをしている Kennametal の代表または関連会社の名前とロケーション。
2. 最終仕向け先国を含む、製品の配送ルート。
3. 直接顧客の名前、住所と業種。
4. 上記#3 に記載の顧客とは異なる場合、製品、サービスや技術の最終エンドユーザーの名前、住所と業種、および製品、サービスや技術の中間ユーザーの名前、住所と業種。
5. 輸出される製品、サービスや技術とその原産国あるいは製造国。
6. 製品、サービスや技術の顧客の意図する最終使用目的。
7. 輸出される製品、サービスや技術の価値(US ドルで)。
8. もし製品が海外で製造された場合、製品の米国含有率を表す、#7 に記載された価値への割合(%)。

本手順の電子版は管理書類です。
本書の印刷コピーは参照専用です。